令和3年5月21日

資 料 提 供

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部 岡本雅・道・藤戸・平田

073-441-2275

## 「県民の皆様へのお願い」の変更について

5月21日、新型コロナウイルス政府対策本部(本部長:菅総理大臣)により「緊急事態措置」を実施すべき区域に沖縄県を追加し、「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域から愛媛県を除くことが決定されました。

県では、別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますので、報 道機関の皆様におかれましても、御協力をよろしくお願いします。

## 変更項目

## ◆変更前

【県民の皆様へのお願い(5月14日)】

・ 大阪府、兵庫県、京都府、北海道、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、熊本県、沖縄県への不要不急の外出を控える

期間:政府対策本部が「緊急事態措置を実施すべき区域」等を指定して いる期間



## ◆変更後

【県民の皆様へのお願い(5月21日)】

・ 大阪府、兵庫県、京都府、北海道、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、熊本県、沖縄県への不要不急の外出を控える

期間:政府対策本部が「緊急事態措置を実施すべき区域」等を指定して いる期間

(愛媛県については、5月22日まで)